

合併処理浄化槽の 設置費用を 補助します



市では、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合、その設置費用の一部を補助します。

◆対象者

- 次の条件を全て満たす方
- ①住宅（新築・建替・借家・販売目的の住宅等を除く）の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換設置する方
 - ②市税の滞納がない方
 - ③設置工事が完了し、令和5年3月15日までに実績報告書を提出できる方

◆対象地域

公共下水道事業計画認可区域・農業集落排水事業採択区域を除く区域

◆補助金上限額

区分	5人槽	6~7人槽	8~10人槽
単独処理浄化槽からの転換	612,000円	694,000円	828,000円
くみ取り便槽からの転換	532,000円	614,000円	748,000円

詳しくは、環境保全課ウェブページをご覧ください。

申請・問合せ

環境保全課(6階)

TEL (20) 1504 FAX (20) 1604

住宅用設備等の 設置費用を補助します

市では、家庭における地球温暖化対策の推進と電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する方に設置費用の一部を補助します。

補助対象設備・上限金額（千円未満切り捨て）

- ①太陽光発電システム（太陽光）≦9万円（1キロワット当たり2万円）
- ②家庭用燃料電池システム（エネファーム）≦15万円
- ③定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）≦7万円
- ④窓の断熱改修≦8万円（補助対象経費の1/4）
- ⑤太陽熱利用システム≦5万円
- ⑥V2H充放電設備（V2H）≦25万円（補助対象経費の1/10）
- ⑦電気自動車（EV車）≦太陽光・V2Hがある場合は15万円、太陽光のみの場合は10万円

対象者

- 次の条件を全て満たす方
- ・自ら居住しているか、新たに

に居住しようとする市内の住宅に対象設備を導入しようとする方、または対象設備が設置されている新築住宅を購入し、自ら居住しようとする方

※対象設備を設置済みの方または工事中の方は、補助の対象にはなりません。

※①は、既存住宅にHEMSか蓄電池を設置済みまたは設置する方に限ります。

※③は、太陽光を設置済みまたは設置する方に限ります。

※⑥は、太陽光およびEV車がある方に限ります。

・市税の滞納がない方
・対象設備の導入費を負担し、所有できる方で、令和5年3月10日までに実績報告書を提出できる方

・実績報告書提出日までに該当する住宅に居住し、本市



に住民登録を完了している方
※本補助制度は、対象となる設備ごとに1回申請することができません。過去にこの補助金を利用した方も、異なる設備を設置する場合は再度補助を受けることができます。

申請期限

予算額に達するまで（申請順）

申請方法

環境保全課窓口へ申請書を持参してください。申請書類等は環境保全課窓口または同課ウェブページから入手。

申請・問合せ

環境保全課(6階)

TEL (20) 1504 FAX (20) 1604